

三重県低所得のひとり親世帯への生活応援給付金 申請書(請求書)

支給機関

三重県知事 宛て

裏面の【誓約・同意事項】に誓約・同意の上、申請します。

1. 申請・請求者

記入日 令和 年 月 日

(フリガナ) 氏名	性別	生年月日(西暦)	現住所
		年 月 日	〒 電話 ()
送付状番号	※送付状番号がある場合は、記入して下さい		

2. 監護等児童

令和5年4月1日以降において、児童扶養手当の支給要件に該当する児童について記載してください。

- 平成17年4月2日～令和6年2月29日生まれの監護等児童
- 平成15年4月2日～令和6年2月29日生まれの、障がいの状態にある監護等児童

No.	(フリガナ) 氏名	続柄	性別	障害の有無	生年月日(西暦)	住所(別居の場合のみ記入)	2万円 受給済 児童
1					年 月 日		
2					年 月 日		
3					年 月 日		
4					年 月 日		

※「監護等」とは、児童扶養手当の受給資格者が母の場合には監護すること、父の場合には監護し、かつ生計を同じくすること、養育者の場合には養育することをいいます。

※「障がい」とは、児童扶養手当法施行令第1条第1項に定める障害の状態をいいます。障がいの状態にある者で、20歳到達後最初の3月31日が令和6年3月31日である者については、障害の状態を確認するため、特別児童扶養手当証書を添付してください。

3頁【給付金の種類】に記載の「生活応援給付」①～③の支給対象児童として、既に受給した児童分については、右「受給済児童」欄に「済」と記入してください。

3. 申請額・請求額

対象児童数	人	申請額・請求額	円
-------	---	---------	---

※ 対象児童の人数は「3. 監護等児童」に記入された児童の人数から、「受給済児童」を除いた人数を記載してください。

※ 申請額・請求額は、対象児童1人当たり一律20,000円となります。(例)対象児童数3人の場合：20,000円 × 3人 = 60,000円

4. 受取方法(希望する金融機関口座について、必要事項を記入してください。)

 下記の金融機関口座(原則、1. の申請・請求者の口座とします。)への振込みを希望

※振込先金融機関口座確認書類を添付してください(下欄を確認してください)。

【受取口座記入欄】

金融機関名	支店名	分類	口座番号 (右詰めでお書きください。)	口座名義(フリガナのみ)
1.銀行 5.農協 2.金庫 6.漁協 3.信組 7.信漁連 4.信連	本・支店 本・支所 出張所	1普通 2当座		※「申請・請求者」名義に限る。 ※通帳の表記に合わせてください。
金融機関コード	支店コード			

※ゆうちょ銀行を選択された場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号(7桁)」(通帳見開き下部に記載)をご記入ください。

※給付金の振込名称は「ミエケンセイカツオウエンキュウフ」となります。

(次ページも必ずご確認ください。)

5. 児童扶養手当の認定要件 (児童扶養手当の認定要件に該当している(いた)かについて確認するため、認定を受けている場合は1, 受けていない場合は2について、記入・若しくは以下のいずれに該当する児童を監護等しているかの項目チェック欄(□)に『✓』を入れてください。)

1. 児童扶養手当の認定を受けている(いた)場合

申請時点において、児童扶養手当の認定を受けている場合【A】

児童扶養手当を認定している機関【三重県 _____ 市・町】

※上記が確認できる書類を添付してください。(受給者番号: _____)

児童扶養手当の認定を受けていたが、資格喪失している場合【B】

児童扶養手当を認定していた機関【_____ 都道府県 _____ 市・町・村】
(喪失年月:令和 _____ 年 _____ 月) ※喪失年月は令和5年4月以降であること

※上記が確認できる書類を添付してください。確認書類が無い場合は、三重県において確認します。

2. 児童扶養手当の認定を受けていない場合

申請時点において、ひとり親である【C】 **申請時点において、ひとり親でない【D】**

<input type="checkbox"/> 父母が婚姻(法律婚)を解消した児童	<input type="checkbox"/> 父母が婚姻(事実婚)を解消した児童
<input type="checkbox"/> 父または母が死亡した児童	<input type="checkbox"/> 父または母が障がいの状態にある児童 ※
<input type="checkbox"/> 父または母の生死が明らかでない児童	<input type="checkbox"/> 父または母が引き続き1年以上遺棄している児童 ※
<input type="checkbox"/> 父または母がDV被害に関する保護命令を受けた児童	<input type="checkbox"/> 父または母が引き続き1年以上拘禁されている児童
<input type="checkbox"/> 母が婚姻によらないで懐胎した児童	

※上記の、児童扶養手当の認定要件に該当している(いた)ことが確認できる書類を添付してください。

※「障がい」とは、児童扶養手当法施行令第1条第2項に定める障害の状態をいいます。「父または母が障がいの状態にある児童」を支給要件として申請される場合は、障がいの状態を確認するため、障害年金に係る年金証書等を添付してください。

※「遺棄」とは、父または母が児童と同居しないで監護義務をまったく放棄している場合をいいます。

6. 家計急変等にかかる支給要件 (児童1人あたり国5万円給付の支給が県内機関からあった場合は1, 県外機関からあった場合は2について、チェック欄(□)に『✓』を入れ、ともに、機関名と支給年月日を記入してください。)

1. 三重県または県内市町より、児童1人あたり5万円の「令和5年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金」(国5万円給付)の支給があった場合

2. 三重県外より、児童1人あたり5万円の「令和5年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金」(国5万円給付)の支給があった場合

国5万円給付を支給した機関【_____ 都道府県 _____ 市・町・村】

国5万円支給日【令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日】(令和5年4月以降のもの)

※上記確認書類を添付してください。ただし申請中の方は申請日を記入してください。申請日【令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日】

【誓約・同意事項】(各項目を確認のうえ、すべてのチェック欄(□)に『✓』を入れてください。)

- 三重県低所得のひとり親世帯への生活応援給付金(以下「給付金」という。)(家計急変等)の支給要件に該当します。
- 県及び県内市町からの児童1人あたり2万円の生活応援給付について、受給済児童は含んでいません(生活応援給付を重複受給していた場合には、給付金(家計急変等)を返金します)。
- 児童1人あたり5万円の国5万円給付を受給済です(国5万円給付の受給対象でない場合は、給付金(家計急変等)を返金します)。
- 給付金(家計急変等)の支給要件の該当性等を審査等するため、三重県が必要な児童扶養手当情報、国5万円給付受給情報、生活応援給付受給情報等、必要資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。
- 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- この申請書は、三重県において支給決定をした後は給付金(家計急変等)の請求書として取り扱います。
- 三重県が支給決定をした後、申請書(請求書)の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、令和6年3月31日までに、三重県が申請・請求者に連絡・確認できない場合に、給付金(家計急変等)が支給されないことに同意します。
- 給付金(家計急変等)の支給後、本申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合や給付金(家計急変等)の支給要件に該当しないことが判明した場合には、給付金(家計急変等)を返還します。

提出書類チェック表

提出前に確認し、入金までのあいだ、手元に保管してください。

全員提出

『三重県低所得のひとり親世帯への生活応援給付金 申請書(請求書)』(本書)

※記入漏れがないか、ご確認ください。

『申請者・請求者本人確認書類の写し(コピー)』

※申請者・請求者の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳などの写しをご提出ください。

『受取口座を確認できる書類の写し(コピー)』

※通帳やキャッシュカードの写し(コピー)など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し(コピー)をご提出ください。

『家計急変等の支給要件を確認できる書類』

※国5万円給付の支給があった方は支給があったことが判るものの写し(申請中の方はその旨の申立て)を添付してください:例1。

該当項目の書類を提出

『児童扶養手当の認定要件を確認できる書類』(2頁【A】【B】【C】【D】別)

◎申請時点において、ひとり親である場合

【A】の方:児童扶養手当の認定を受けている(いた)場合

・児童扶養手当の受給資格について県市町の認定を受けている場合はそのことが判るものの写しを添付してください:例2。

【C】の方:児童扶養手当の認定を受けていない場合

・児童扶養手当の認定を受けていない場合は、戸籍謄本又は抄本+住民票(またはそれらに代わるもの)をご提出ください。

・「2. 監護等児童」及び「5. 児童扶養手当の認定要件」において、障害の状態を確認する必要がある場合は、確認するための書類を添付してください:例3。

・「父または母が引き続き1年以上遺棄している児童」、「父または母がDV被害に関する保護命令を受けた児童」、「父または母が引き続き1年以上拘禁されている児童」については、ひとり親世帯用の国5万円給付の支給であることが判るものの写しがあれば、省略可能です。ひとり親世帯用でない国5万円給付の支給であった場合は、事実が判る証明を添付してください:例4。

◎令和5年4月1日以降ひとり親であったが、申請時点においてひとり親でない場合

【B】の方:児童扶養手当の認定を受けていたが、資格喪失している場合

・資格喪失日が判るものの写しを添付してください:例5。

無い場合は、三重県が必要資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意していただくことにより、三重県において確認します。

【D】の方:児童扶養手当の認定を受けていない、且つ、申請時点においてひとり親でない場合

・児童扶養手当の認定を受けていない場合は、「令和5年4月1日以降においてひとり親であったこと」が判る戸籍謄本(またはそれに代わるもの)をご提出ください。

・「2. 監護等児童」及び「5. 児童扶養手当の認定要件」において、障害の状態を確認する必要がある場合は、確認するための書類を添付してください:例3。

・「父または母が引き続き1年以上遺棄している児童」、「父または母がDV被害に関する保護命令を受けた児童」、「父または母が引き続き1年以上拘禁されている児童」については、ひとり親世帯用の国5万円給付の支給であることが判るものの写しがあれば、省略可能です。ひとり親世帯用でない国5万円給付の支給であった場合は、事実が判る証明が必要です:例4。

『県内在住であることが確認できる書類』

※上記書類で住所が判るものがない場合のみ、別途添付が必要です。住所の判るものの写しは、本人宛の公共料金等の請求書や領収書の写し(直近のもの)でも構いません。

例1: 国5万円給付の申請者宛て振込通知書写し、国5万円給付振込であることが確認できる申請者通帳の写しなど
(ただし、振込日が令和5年4月以降であること)

例2: 児童扶養手当受給者証写し、認定通知書(一部停止通知書)写し、直近の児童扶養手当振込であることが確認できる申請者通帳の写しなど

例3: 診断書、年金証書写しなど

例4: DV保護証明、相談履歴写し、拘禁証明写しなど

例5: 資格喪失通知書写しなど

本申請書における【給付金の種類】

「国5万円給付」とは、監護等児童1人あたり5万円の「令和5年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金」をいう。

「生活応援給付」とは、

①県内機関において令和5年4月分児童扶養手当の支給があった方へ三重県または県内市町が支給する、監護等児童1人あたり2万円の「令和5年度生活応援給付金」

②四日市市から国5万円給付の支給があった方へ四日市市が支給する、監護等児童1人あたり2万円の「生活応援給付金」

③亀山市から国5万円給付の支給があった方へ亀山市が支給する、監護等児童1人あたり2万円の「生活応援給付金」

をいう。

令和5年度 三重県低所得のひとり親世帯への生活応援給付金事業（家計急変等）

●支給要件

※ 支給対象児童について				
令和5年4月以降において児童扶養手当の支給要件に該当する児童が対象です ・平成17年4月2日～令和6年2月29日生まれの監護等児童 ・平成15年4月2日～令和6年2月29日生まれの、障がいの状態にある監護等児童				
支給要件	審査項目	状況及び該当可否		
1 児童扶養手当の 認定要件について	現在、ひとり親である。 ※事実婚は、婚姻とみなされます。	はい2へ		
		いいえ	児童扶養手当の認定を受けていたが、令和5年4月以降、資格を喪失した。	はい2へ
		いいえ	児童扶養手当の認定を受けた時期はなく、申請時点ではひとり親でないが、令和5年4月以降申請までの間に、児童扶養手当受給資格者と同様の状況にあった。	はい2へ
		いいえ	ひとり親であったのは、令和5年3月以前であり、令和5年4月以降にひとり親ではない。	×
2 居住にかかる 支給要件について	現在、県内に住民票があり、当該住所地に居住している。	はい3へ		
		いいえ	止むを得ない理由により住民票を移せないが、現在、県内に居住している。	はい3へ
		いいえ	現在は、三重県内に居住していない。	×
3 生活応援給付金 受給の 有無について	県内機関において、監護等児童1人あたり2万円の生活応援給付を支給されていない。 ※重複して受給することはできません。	はい4へ		
		いいえ	生活応援給付を支給されたことはあるが、監護等児童のうち、生活応援給付が支給されていない児童がいる（例：4月以降の出生児童、施設からの家庭復帰、国5万円給付を県外で支給された等）。	支給未済の対象児童分について4へ
		いいえ	全ての監護等児童の生活応援給付を支給されている。	×
4 家計急変等に かかる 支給要件について	監護等児童の国5万円給付の支給を受けている。	はい 申請可能		
		いいえ	上記1～3の支給対象者及び監護等児童の要件を満たしているが、国5万円給付の認定がされていない。	△認定後
		いいえ	支給を受けていない、支給対象でない。	×

注：国5万円給付とは、
監護等児童1人あたり5万円の「令和5年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金」をいう。
生活応援給付とは、
①県内機関において令和5年4月分児童扶養手当の支給があった方へ三重県または県内市町が支給する、監護等児童1人あたり2万円の「令和5年度生活応援給付金」
②四日市市から国5万円給付の支給があった方へ四日市市が支給する、監護等児童1人あたり2万円の「生活応援給付金」
③亀山市から国5万円給付の支給があった方へ亀山市が支給する、監護等児童1人あたり2万円の「生活応援給付金」をいう。